

納税環境整備 P T における検討状況について

平成 2 2 年 1 1 月 1 8 日 (木)

納税環境整備 P T

納税者権利憲章の制定と国税通則法の改正

- 「憲章」は、納税者の立場に立って、複雑な税務手続を平易な表現で分かり易くお知らせする、との基本的考え方に立って策定する。
 - 国税通則法に「憲章」を策定することについての根拠規定を設け、併せて「憲章」に記載すべき事項を法定する。
 - 国税通則法について、以下の改正を行う。
 - ①目的規定を改正し、納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にする。
 - ②各種税務手続の明確化等に関する規定を同法に集約する。
 - ③法律名が改正後の法律内容をよく表すものとなるよう、変更を検討する。
-
- 納税者にとって分かり易く一連の税務手続を、一覧性のある形で法令用語に縛られずにお知らせする。
 - ・ 納税者に関する様々な事柄や、国税庁が行っている各種サービスを一覧性のある形で、できるだけ法令用語を用いずに平易な言葉でお知らせする。
 - ・ 以下の内容について、納税者の権利・義務をバランスよく記載する。
 - ①納税者が受けられるサービス
 - ②納税者が求めることのできる内容
 - ③納税者に求められる内容
 - ④納税者に気をつけていただきたいこと
 - 「憲章」について、その策定を国税庁に義務付けることや、「憲章」に記載すべき事項を法律に規定し、「憲章」が法律に基づいて作成されるものと位置づける。
 - ・ 憲章の策定を国税庁に義務付ける条文には、例えば、以下の事項を「憲章」に盛り込むべき旨を規定する。
 - ①納税者の自発的な申告・納税をサポートするため、納税者に提供される各種サービス
 - ②税務手続の全体像、個々の税務手続に係る納税者の権利利益や納税者・国税庁に求められる役割・行動
 - ③納税者が国税庁の処分不服がある場合の救済手続、税務行政全般に関する苦情等への対応
 - ④国税庁の使命と税務職員の行動規範

○ 国税通則法について、題名及び目的規定（第一条）の見直しや、各種税務手続の明確化等の規定を同法に集約する。

- ・ 国税通則法の目的規定（第一条）について、「国税に関する国民の権利利益を保護しつつ」といった文言を挿入し、納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確化する。
- ・ 今般のPTでの議論の成果を踏まえ、各種税務手続の明確化等の規定を国税通則法に集約する。

（例）

- ①税務調査における事前通知・終了通知
 - ②税務職員による質問検査権（各税法の関連規定を集約）
 - ③税務調査終了後における調査内容の説明
 - ④税務調査において申告内容に問題がある場合の修正申告等の勧奨
 - ⑤税務調査において納税者から提出された物件の預かり・返還等に関する手続
 - ⑥更正の請求期間の延長
 - ⑦処分の理由附記
- ・ 以上の改正も踏まえ、国税通則法の題名が改正後の法律の内容をよく表すものとなるよう、その変更を検討する。

○ 地方税については、地域主権改革の観点を踏まえ、各地方団体において適切に対応することができるよう、情報提供を行う。

- ・ 国税の見直しにおいて、課税庁である国税庁長官が行政文書である「憲章」の作成・公表を行う方向性であることを踏まえ、地方税については、課税庁である各地方団体の判断により「憲章」の作成を行うこととすべき。
- ・ ただし、地域主権改革の観点を踏まえ、全地方団体に同様の対応を一律に義務付けるのではなく、各地方団体において適切に対応することができるよう、国税における取扱いについて情報提供を十分に行う。

租 税 教 育 の 充 実

- 租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利と義務などについて国民の意識を一層高めることが重要である。

こうした観点から、小学校や中学校の段階だけでなく、高等学校や大学における租税教育の一層の充実に努める。

- 国民が租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し、社会の構成員として、社会のあり方を主体的に考えることは、納税に対する納得感の醸成と民主国家の維持・発展にとって重要である。

- こうした健全な納税者意識を養うことを目的として、国税庁では、次代を担う児童・生徒に対し、租税教育の充実に向けた各種の支援を実施している。

また、税理士・税理士会においても、納税者又は国民への社会貢献事業の一環として、租税教育を通じて申告納税制度の維持発展に寄与するため、小中学校への講師派遣等を積極的に実施している。

- 本来、租税教育は、社会全体で取り組むべきものであり、更なる健全な納税者意識のより一層の向上に向け、今後とも官民が協力して租税教育の充実を目指す必要がある。

特に、小中学校段階だけでなく、社会人となる手前の高等学校や大学における租税教育の充実や、租税教育を担う教員等に対する意識啓発に今後より一層努める必要がある。

税務調査手続の明確化・法制化

- 調査手続の透明性と納税者の予見可能性を高める観点から、税務調査に先立ち、課税庁が原則として事前通知を行うことを法律上明確化する。
- 調査終了の際の課税庁の納税者に対する説明責任を強化するため、調査終了時の手続を法律上明確化する。
- 税務調査に先立ち、原則として文書で事前通知を行うことを法律上明確化する。
 - ・ 実地の調査に先立ち、原則として、文書で事前通知を行う。
 - ・ ただし、税務署長等が、①正確な事実の把握を困難にするおそれや、②違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれ等があると認める場合は事前通知を行わない。
 - ・ 対象者は、納税者本人、調書提出者及びその代理人（税理士（登録した弁護士及び公認会計士）、通知弁護士）、反面先とする。
 - ・ 内容は、調査の開始日時・場所、調査の目的、対象となる税目・課税期間、対象となる物件、調査日時・場所の変更の申し出に関する事項等とする。

（注）反面調査の際、反面先には納税者本人の名称等は通知しない。また、調査対象者本人には通知しない。
- 調査結果を簡潔に記載した文書の交付など、調査終了時の手続を法律上明確化する。
 - ・ 調査の終了に当たり、実地の調査により更正・決定等すべきと認められる者に対し、①調査結果、及び「修正申告又は期限後申告を行った場合にはその部分について不服申立てができないこと」等を説明するとともに、それらを簡潔に記載した文書を交付する、
 - ②課税庁の職員は、修正申告や期限後申告の勧奨を行うことができる、
 - ③納税者から修正申告書や期限後申告書の提出があった場合や、課税庁から更正・決定等を行った場合は、税務署長は調査が終了した旨の通知書（※）を交付する、ことを法律上明確化する。
 - ・ 調査終了後、更正・決定等すべきと認められない者に、その旨の通知書（※）を交付する。
 - ・ なお、上記の通知書（※）の交付後においても必要があるときは、再調査ができることとする。
- 現行実務上実施されている物件の預かり・返還等の手続を法律上明確化する。
 - ・ 現在、税務調査の過程で納税者から提出された物件の預かり・返還等に関する手続を法律上明確化する。
 - ・ 事前通知の内容に「調査対象物件」が明示されることと併せ、課税庁が現行の「質問」「検査」に加え、帳簿書類その他の物件の「提示」「提出」を求めることができることを法律上明確化する。

○ 地方税については、地域主権改革の観点を踏まえ、各地方団体において適切に対応することができるよう、情報提供を行う。

- ・ 総務省の職員が行う調査手続については、国税の見直しと併せて所要の措置を講ずる。
- ・ 地方団体が行う調査手続については、
 - ① 地域主権改革の観点到立つべきこと
 - ② 地方税の課税団体が多数にのぼりその規模も様々であること 等を踏まえ、全地方団体に同様の対応を一律に義務付けるのではなく、各地方団体において適切に対応することができるよう、国税における取扱いについて情報提供を十分に行う。
- ・ その他国税の見直しと併せて所要の措置を講ずる。

理 由 附 記

- これまで理由附記は一部の処分についてのみ実施されてきたが、今後は原則として、全ての処分について理由附記を実施する。
 - その際、個人の白色申告者に対する理由附記については、記帳・帳簿等保存義務の拡大と併せて実施する。
-
- これまで理由附記は一部の処分についてのみ実施されてきたが、今後は原則として、全ての処分について理由附記を実施する。
 - ・ 原則として、全ての処分に理由附記を実施（平成 24 年 1 月から実施）。
 - ・ ただし、現在記帳・帳簿等保存義務を課されていない白色申告者に対する理由附記については、記帳・帳簿等保存義務の拡大と併せて実施する（平成 25 年 1 月から実施）。
 - 上記の措置と併せて、個人の白色申告者の記帳・帳簿等保存義務を拡大する。
 - ・ 個人の白色申告者については、平成 25 年 1 月から、現行の「確定申告を行った所得 300 万円超の白色申告者」と同程度の記帳義務・記録保存義務を課することとする。
 - ・ 上記を踏まえ、個人の白色申告者に対する理由附記については、以下のとおり実施する。
 - ①「確定申告を行った所得 300 万円超の白色申告者」については、平成 24 年 1 月以後、理由附記を実施。
 - ②上記①以外の者（「確定申告を行った所得 300 万円以下の白色申告者」及び「確定申告をしていない白色申告者」）については、平成 25 年 1 月以後、理由附記を実施。
ただし、特例として、記帳の実態等に応じ、24 年 1 月から理由附記を行う。
 - ・ なお、記帳・帳簿等の保存が十分でない白色申告者に対しては、その記帳・帳簿等の保存状況に応じて理由を記載することとする。
 - 白色申告者の記帳義務化に伴い生ずる課題について、今後検討を行う。
 - ・ 必要経費を概算で控除する租税特別措置のあり方
 - ・ 正しい記帳を行わない者の必要経費控除のあり方
 - ・ 白色申告者の記帳水準が向上した場合における現行の専従者控除のあり方
 - 地方税については、地域主権改革の観点を踏まえ、各地方団体において適切に対応することができるよう、情報提供を行う。
 - ・ 地方税に関する総務大臣が行う処分に関する手続については、国税の見直しと併せて所要の措置を講ずる。
 - ・ 地方税に関する地方団体が行う処分に関する手続については、全地方団体に同様の対応を一律に義務付けるのではなく、各地方団体において適切に対応することができるよう、国税における取扱いについて情報提供を十分に行う。

番 号 制 度

- 番号制度は、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実、負担の公正性の担保等に不可欠なインフラであり、可能な限り早期に導入することが望ましい。
 - その早期導入に向け、「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」が中心となり、具体的方向性を明らかにし、早急に制度設計に着手することを期待する。
 - 税務面においても、番号制度の有効活用に向けた方策等について積極的に検討を進める。
-
- 番号制度は、①真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実とその効率化を図りつつ、②国民の負担の公正性を担保し、制度に対する国民の信頼を確保するとともに、③国民の利便性の更なる向上を図るために不可欠なインフラであり、可能な限り早期に導入することが望ましい。
 - その早期導入に向け、「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」が中心となり、国民の理解と納得が得られるようプライバシーの保護等に十分配慮しつつ、具体的な方向性を速やかに明らかにし、早急に制度設計に着手することを期待する。
 - ・ 番号制度については、本年2月以降、府省横断的な検討が開始され、7月には具体的な選択肢がパブリックコメントに付されるなど幅広く議論が進められてきた。
 - ・ 本年11月には、政府・与党社会保障改革検討本部の下に「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」が設けられ、検討体制の整備も進められている。
 - 税務面においても、法定調書の拡充等、番号制度の有効活用に向けた方策等について積極的に検討を進める。
 - ・ 番号制度の有効活用に向け、税務面においても、①法定調書の拡充、②税務当局への提出資料の電子データでの提出の義務付け、③税務情報についてのプライバシー保護の徹底等の課題について積極的に検討を進める。
 - ・ 番号を税務に用いる場合、悉皆的な付番、一人一番号の確保、民一民一官での利用可能性、目に見えること、最新の住所情報との関連といった条件を満たす必要がある。

- 「更正の請求」、「国税不服審判所の改革」については、現在PTにおいて審議中である。
- 最終的な納税環境整備PTの報告書については、早ければ今月25日に開催予定の税制調査会全体会合において報告を行う予定である。